

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年4月25日付け平24港湾第51号で行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、本件異議申立ての対象となった公文書を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成24年4月16日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「上関原発をめぐる公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の運用手続き等について国へ問い合わせた際の復命書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「上関原発をめぐる公有水面埋立法の運用手続き等について国へ問い合わせた際の復命書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成24年6月20日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

(1) 条例第11条第5号（意思形成過程情報）について

上関原子力発電所建設計画に関する情報については、県民の関心が非常に高く、部分開示することにより、広く県民と共有すべき情報もあると考えており、実施機関が関連情報を基本的に独占するのは望ましいことではない。また、条例第11条第5号ないし第7号が安易に適用されることがあってもならない。しかし、実施機関は開示しない理由において、著しい支障となる具体的事由を示していない。よって、実施機関は開示されることにより著しい支障等が生ずるとされる可能性について、明確に認められる具体的事由を全て例示すべきである。

平成23年6月定例会において、知事は県議からの質問に対して、県から国土交通省へ照会した結果について答弁しているため、以下引用する。

知事「国土交通省は、埋立免許事務については、法令及び施行通達に基づき処理すべきであるとしたし、そのうち、竣功期間延長につきましては、「申

請があった時点において、埋立免許権者が、申請内容について正当な事由があるかどうかを審査をし、許可の可否を判断するものである」との回答がありました。」（平成23年6月27日）

以上のように、知事は答弁の中で国土交通省からの回答内容を明らかにしているが、今回の本件公文書の開示請求に対する非開示決定については、県議会における知事答弁との整合性が問われていると指摘したい。

(2) 条例第11条第6号（行政運営情報）について

実施機関は開示しない理由において、著しく困難となる具体的事由を示していない。よって、実施機関は開示されることにより著しく困難等が生ずるとされる可能性について、明確に認められる具体的事由を全て例示すべきである。

実施機関は様々な理由を用いて本件公文書の開示を拒んでいるが、今後においても県民に説明する責務を有している。よって、どの程度の時間の経過を経れば開示できる環境が整うのか明示を求める。

(3) 条例第11条第7号（協力・信頼関係情報）について

実施機関は開示しない理由において、著しく損なわれる具体的事由を示していない。よって、実施機関は開示されることにより協力・信頼関係が著しく損なわれる支障等が生ずるとされる可能性について、明確に認められる具体的事由を全て例示すべきである。

今回、実施機関により非開示となった本件公文書について、異議申立人が国土交通省の担当部署へ情報公開法に基づく開示請求を行った結果、実施機関からの照会記録については、未作成による公文書不存在の通知が異議申立人に対してあった。実施機関が主張するように開示されることにより、国土交通省に対して協力・信頼関係が著しく損なわれる可能性が予想される案件ならば、国土交通省は協議内容を記録に残していたと考えるべきである。

国と地方の関係も地方分権が進められている今日においては、従来より大きく変化しており、著しい支障は発生しないと考えるが、実施機関は本件公文書については、国土交通省からの法令等に基づく法令秘情報の指定の有無については明らかにしていない。異議申立人は本件公文書においては、法令秘情報の性質には該当しないと判断している。

(4) その他

条例で明記されている非開示規定の解釈は厳格に行わなければならないが、非開示の適用は必要最小限にすることが望ましいと考える。しかし、非開示となった本件公文書に記載されていると推測できる「協議日時」及び「場所」という基本的事項すら開示しないのは、条例第4条を尊重しているとはいえない。

本件公文書は全面非開示となったが、具体的には復命書のどのような情報が非開示となったのか、実施機関は明らかにしていない。よって、実施機関は非開示情報の概要を明示すべきである。

3 実施機関の理由説明に対する意見

(1) 山口県議会平成23年6月定例会において、知事は、答弁の中で、国土交通省からの回答内容について明かしているが、実施機関による理由説明書において、県

議会における知事答弁との整合性については、具体的な記述がなされていない。しかし、県議会における知事答弁は重い責任が伴うものである。よって、知事が答弁した部分に関する国土交通省との協議記録については、原則開示できると考えるのが自然であり、県議会での知事答弁と今回の情報公開の判断に乖離があってはならない。また、平成24年6月定例会においても、知事は、公有水面埋立法に基づき免許権者として最終的な判断を既に表明していることも付記しておきたい。

- (2) 実施機関の理由説明書によれば、国土交通省から開示しないように実施機関に対して具体的な指示はなかったものと異議申立人は理解する。また、開示により協力・信頼関係が著しく損なわれると主張しているが、実施機関の主張はあくまで主観的側面から語られており、既に知事が先の6月定例会において最終判断を示している以上、その判断に至ったプロセスをある程度まで明らかにすることは重要だと考えられる。実施機関は、逆に現在の状況下を十分に説明した上で、情報公開すれば無用な予断や誤解等を避けることができると考える。実施機関は開示をしない理由が無くなる期日については明示しないとのことだが、時期を置いて再度開示請求することを検討したい。

以上の点から、実施機関は非開示決定を一旦取り消して、開示できる部分に関しては再度精査するべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件公文書の内容及び構成

本件公文書に記録されている情報（以下「本件情報」という。）は、平成24年10月6日に埋立工事の竣功期限を迎えることとなる上関原子力発電所に係る公有水面埋立免許（以下「本件埋立免許」という。）に関し、今後の取扱いの検討のために行った国の機関との相談等の用務に係る復命に関するものであり、本件公文書は、供覧部分並びに件名、日時、場所、協議者及び協議の概要を記録した部分により構成されている。

2 非開示とした理由

(1) 条例第11条第5号該当

条例第11条第5号の規定によれば、県の機関の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関と国等の機関との間における協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるものは非開示情報とされている。

そして、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続等を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいうものと解される。

ところで、公有水面埋立法の規定によれば、埋立工事が期間内に竣功できない

場合には、埋立免許は失効することになるが、事業者からの申請があり、同法に規定する要件に該当するときは、知事は、竣功期間の延長を許可することができる」とされている。

本件埋立免許については、今後、竣功期間の延長申請をどうするかは事業者の判断であるものの、仮に申請があった場合には、知事は、その申請内容について具体的に公有水面埋立法に基づき審査をし、延長の許可又は不許可の決定を行うこととなるものであり、前述のとおり、本件情報は、本件埋立免許の今後の取扱いの検討のために行った相談等に関するものであって、竣功期間の延長に関する事務についての法定手続等が終了するまでの意思形成過程にある情報に該当するものである。

そして、本件情報は、具体的な申請はなされておらず審査対象が不存在であるなかでの検討段階における記録であって、その相談等の前提とされた情報や当該記録に記載されている意見等についてはその時点での限られた情報で行われたものである。

このような検討段階における相談等の情報を公開して、県が、今後の取扱いの検討のために、いかなる内容の相談をし、又はしなかった等という情報を公にすることは、県民及び事業者その他の関係者に、県が行う審査についての無用の予断や誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるものである。

また、このような将来の事務に関する検討のために行う相談等については、将来を確実に予測することは困難であるなかで、相談日の時点での限られた情報において自由かつ率直な意見又は情報の交換を行うものであり、その記録を公開することにより、今後の国の機関との自由かつ率直な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがあるものである。

したがって、本件情報は、条例第11条第5号に規定する「当該事務に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。

(2) 条例第11条第6号該当

条例第11条第6号の規定によれば、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるものは非開示情報とされている。

本件情報は、前述のとおり、本件埋立免許の今後の取扱いの検討のために行った相談等に関するものであって、県の機関が行う竣功期間の延長に関する事務に関する情報に該当するものである。

そして、本件情報は、具体的な申請はなされておらず審査対象が不存在であるなかでの検討段階における記録であって、あくまでも、その時点での限られた情報に基づいて、自由かつ率直な意見又は情報の交換を行ったものであり、将来において適切な事務を行うための過程にあるものである。

本件埋立免許については、社会的な関心が高く、その取扱いについても県内外からの様々な意見があるなかで、このような将来の事務に関する検討段階における相談等の情報を公開することは、県民や事業者その他の関係者に無用の予断や誤解を

与え、又は無用の混乱を招くおそれがある。

また、本件情報はその時点での限られた情報に基づいた内容であるにもかかわらず、公開することによって、そのような前提等を離れ、本件情報に係る文言のみの内容によって、それが将来の事務処理等における県の対応方針であるかのように理解され、又は推認されるとされたりすること等により、今後の県の適切な事務の実施が妨げられるおそれがある。

このように、本件情報を公開することは、今後の竣功期間の延長に関する事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

したがって、本件情報は、条例第11条第6号に規定する「当該事務の性質上、公開することにより、当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」に該当する。

(3) 条例第11条第7号該当

条例第11条第7号の規定によれば、県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるものは非開示情報とされている。

そして、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいうものと解される。

本件情報は、前述のとおり、本件埋立免許の今後の取扱いの検討のために行った国の機関との間における相談等に関するものである。

このような将来の事務に関する検討のために行う相談等については、将来を確実に予測することは困難であるなかで、相談日の時点での限られた情報において、協議者双方の信頼関係等を踏まえて、自由かつ率直な意見又は情報の交換を行うものであり、その記録を公開することは、国の機関等との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるものである。

したがって、本件情報は、条例第11条第7号に規定する「県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」に該当する。

この点について、異議申立人は、国土交通省が協議内容を記録に残していないことを理由として、本件情報が公開されても協力・信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるとはいえない旨主張するが、国の機関において記録を作成していない理由は分からないものであり、国における記録の作成の有無によって条例第11条第7号該当の有無を判断することは適切ではないと考える。

また、異議申立人は、本件公文書について、国土交通省からの法令等に基づく法令秘情報の指定の有無を明らかにしていないと主張するが、本件処分は、条例第11条第1号に規定する法令秘等情報に該当していることを理由とするものではなく、明らかにする必要がないものとする。

(4) その他

ア 非開示決定に係る補足説明

(ア) 部分開示に関する規定

条例第4条の規定によれば、実施機関は、当該条例の解釈及び運用に当たっ

ては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならないとされている。また、条例第12条の規定によれば、開示請求に係る公文書に条例第11条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない（部分開示）とされている。

異議申立人が、異議申立ての理由のうち「その他」の部分において非開示情報の概要の明示等を求めていること、及び、「条例第11条第5号について」の部分において部分開示すべき情報がある旨や県議会における知事答弁と整合していない旨を述べているのは、部分開示とせず非開示としたことに関する点についての主張と解される。

(イ) 本件公文書の構成

本件公文書は、1で述べたとおり全体が6つの部分で構成されているが、それらにはそれぞれ別の情報が記録されており、区分が可能であることから、それぞれが独立したひとまとまりの情報である。

(ウ) 非開示事項が記録されている部分

条例第12条によれば、非開示事項が記録されている部分があるときは、その部分を除いて開示しなければならないとされているが、「非開示事項が記録されている部分」については、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」によると、公開することにより不利益、支障の生ずる「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報が非開示情報の単位となるとされている。また、ある事柄についての独立した一体的な知らせとして意味があるものとなるべき部分が全体として一個の情報を構成するとした裁判例がある。（大阪地裁平成16年1月16日判決）

さらに、大阪府知事交際費公開訴訟差戻上告審判決（最高裁平成13年3月27日判決）によれば、非開示事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分を公開することまでも義務付けていないとされている。

このことから、本件公文書のうち協議の概要の部分については、そこに記録された情報が、条例第11条第5号、第6号及び第7号に該当する「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報であり、独立した一体的な知らせとして意味があることから、それらを細分化することなく非開示としたものである。

また、本件公文書のうち件名、日時及び協議者に関する部分については、そこに記録された情報が条例第11条第7号に該当する「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報であることから、それぞれ非開示としたものである。

(エ) 非開示事項が記録されている部分を除いた部分

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第66号）第6条第1項ただし書は、不開示情報が記録されている部分を区分し除いた残りの部分について有意の情報が記録されていないと認められるときの開示を義務付けていない。

また、前出「詳解情報公開法」によれば、「有意の情報が記録されていな

いと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味するとされている。

当審査会においても、「非開示決定は、当該公文書に記録されている情報から条例第9条（現第11条）各号のいずれかに該当する情報を除いた部分に有意な情報が記録されていない場合に限るべきである。」（答申第5号）とした答申があり、国と同様の見解が示されている。

このことから、本件公文書のうち供覧部分及び場所の部分については、それぞれがひとまとまりの情報ではあるが、単独で意味を有する情報とはいえないことから有意の情報に当たらないとして非開示としたものである。

イ 開示をしない理由がなくなる期日についての補足説明

条例第4条によれば、実施機関は、当該条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならないとされ、非開示事項への該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化に伴って変化するものであり、開示請求があった都度十分検討しなければならないと解されている。

この点に関し、異議申立人は、異議申立ての理由のうち「条例第11条第6号について」の部分において、どの程度の時間の経過を経れば開示できる環境が整うのか明示するよう求めている。

この点については、本件情報につき、条例第11条第5号、第6号及び第7号に該当する「おそれ」があると認められる状況が解消されない限りは、開示できる環境が整ったとはいえないが、現時点において、その時期を明示することは困難である。

第5 審査会の判断

1 本件公文書内容及び性格

本件公文書は、公有水面埋立免許の取扱いに関し、所管省庁と協議をした記録であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条について

(1) 第5号について

条例第11条は、第5号に規定する「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障

が生ずるおそれのある情報を非開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報、行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある情報等が該当するとされている。

また、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 第6号について

条例第11条は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(3) 第7号について

条例第11条は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されて

いることから、県と当該関係者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ここで、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいうとされている。

なお、「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が説明する国の機関等の相談等の用務に係る復命に関する公文書は、日付の異なる2件の復命書であり、それぞれ、供覧部分並びに件名、日時、場所、協議者及び協議の概要を記録した部分により構成されていることを確認した。

(1) 協議の概要の部分について

協議の概要の部分を見分したところ、当該部分に記録されている情報は、それぞれの記載の方法、あるいは形式に多少の違いはあるが、いずれも実施機関の職員と国土交通省の職員との間で行われた協議（以下「本件協議」という。）の内容について、実施機関の記録作成者により要約されているものであることを確認した。

なお、実施機関からは、本件情報は全て県が独自に記録したものであって、その内容について国の機関である国土交通省と合意、調整したものではなく、また、協議者双方の信頼関係等を踏まえて、当時の限られた情報において自由かつ率直な意見交換を行った記録であり、国土交通省の職員の発言要旨は同省において審議等を経た回答、又は公式見解として示されたものではないとの補足説明を受けたところである。

ア 条例第11条第5号該当性について

実施機関が説明するように、本件情報は本件埋立免許の今後の取扱いの検討のために行った国土交通省との間における相談等に関するものであって、具体的な埋立免許の延長申請がなされておらず審査対象が不存在であるなかでの検討段階における記録であり、本件埋立免許の事務についての決定手続等が終了するまでの意思形成過程にある情報であることは明らかである。

また、本件協議のように公開の場で行われているものではなく、内容も公表しない前提の下に行われているものであれば、当該協議の内容を記録した文書には非公開を前提として発言され、あるいは提供された秘匿すべき情報が含まれていると捉えることもできる。

さらに、実施機関が説明するように、将来の事務に関する検討のために行われ

た相談等については、将来を確実に予測することは困難であるなかで、その時点での限られた情報において自由かつ率直な意見又は情報の交換を行うものであり、その記録を公開することにより、今後の国の機関との自由かつ率直な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがあること、また、このような未成熟な情報を開示することにより、県民及び事業者その他の関係者に、実施機関が行う審査についての無用の予断や誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあることも考えられる。

しかし、当審査会が見分したところ、協議の概要の部分に記録されている情報には実施機関が説明するような事態を引き起こすほどの蓋然性を有する秘匿すべき機微な情報が含まれているとはいえないことから、開示することにより、本件埋立免許の事務に係る意思形成において何らかの支障を生ずるおそれがあるとしても、当該「支障を生じるおそれ」が「著しい」とまでは認められず、条例第11条第5号に該当しないものとする。

イ 条例第11条第6号該当性について

実施機関が説明するように、本件情報は本件埋立免許の今後の取扱いの検討のために行った国土交通省との間における相談等に関するものであり、県の機関が行う事務に関する情報に該当するものである。

本件埋立免許をめぐることは、上関原子力発電所の建設問題との関連から、様々な反対運動や抗議行動が展開され、本件処分時点においても2件の訴訟が係属中であるなど、社会的な関心が極めて高く、その取扱いについても県内外からの様々な意見があることは、実施機関の説明やこれまでの報道等からも明らかである。このような状況を踏まえ、実施機関は、本件公文書に記録されている内容の一言一句を慎重に検証した上で、あらゆる可能性を想定し、開示することにより、事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると判断したものと推察される。

また、実施機関が説明するように、将来の事務に関する検討のために行われた相談等の情報を公開することにより、その時点での限られた情報に基づいた内容であるという前提等を離れ、記録された文言のみの内容によって、それが将来の事務処理等における県の対応方針であるかのように理解され、又は推認されたりすること等により、今後の県の適切な事務の実施が妨げられるおそれがあることも考えられる。

しかし、当審査会が見分したところ、協議の概要の部分に記録されている情報には実施機関が説明するような事態を引き起こすほどの蓋然性を有する秘匿すべき機微な情報が含まれているとはいえないことから、開示することにより、本件埋立免許の事務の円滑な実施を困難にするおそれがあるとしても、当該「困難にするおそれ」が「著しく」とまでは認められず、条例第11条第6号に該当しないものとする。

ウ 条例第11条第7号該当性について

実施機関が説明するように、本件協議のような将来の事務に関する検討のために行う相談等については、将来を確実に予測することは困難であるなかで、

相談日の時点での限られた情報において、協議者双方の信頼関係等を踏まえて、自由かつ率直な意見又は情報の交換を行うものであり、その記録を実施機関が一方的に公開することにより国の機関等との信頼関係が損なわれ、今後、実施機関が求める国の機関との協議が実施できない状況に陥るおそれがあることも考えられる。

しかし、当審査会が見分したところ、協議の概要の部分に記録されている情報には実施機関が説明するような事態を引き起こすほどの蓋然性を有する情報が含まれているとはいえないことから、開示することにより、実施機関と関係当事者である国の機関との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるとしても、当該「損なわれるおそれ」が「著しく」とまでは認められず、条例第11条第7号に該当しないものとする。

したがって、協議の概要の部分に記録されている情報は、条例第11条第5号、第6号及び第7号のいずれにも該当しないものとする。

(2) 件名、日時及び協議者の部分について

件名、日時及び協議者の部分を見分したところ、本件公文書の件名、本件協議が行われた日時、及び本件協議に出席した実施機関及び国土交通省の職員の職名並びに氏名を事実関係として記録したものであることを確認した。

実施機関は、これらの部分については、条例第11条第7号に該当する「おそれ」があると認められるひとまとまりの情報であることから、それらを細分化することなく非開示としたものであると説明する。

しかし、実施機関が本件埋立免許に関して公有水面埋立法の解釈等について国と協議を行っていたということについては、事務を所管する国の機関の名称とともに当時の知事の定例記者会見により既に明らかにされているところであり、本件公文書の件名、日時及び協議者の部分に記録されている情報を開示しても、国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるとは認められず、件名の部分も含め、条例第11条第7号には該当しないものとする。

また、協議者の部分に記録されている実施機関及び国土交通省の職員の所属・氏名・役職名（以下「協議者名等」という。）は、条例第11条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するが、いずれも同号ニの公務員の職務に係る情報に含まれるものであることから、非開示情報には該当しないものである。このことに関して当審査会は、本件協議の前提となっている本件埋立免許に関するこれまでの経緯等から、仮に協議の概要の部分に記録されている内容が全て開示できる情報であったとしても、協議者の部分を開示することにより担当者が特定され、当該担当者個人に本件埋立免許の利害関係者や広く一般県民等からの長時間に渡る電話対応を求められる等により、結果として事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれについて条例第11条第6号の該当性を検討した。しかし、仮に担当者個人にその対応が集中するようであれば行政機関としての組織的な対応が求められるものであることから、協議者名等の情報は同号にも該当しないものとする。

したがって、件名、日時及び協議者の部分に記録されている情報は、開示する

ことが妥当である。

(3) 供覧部分及び場所の部分について

供覧部分及び場所の部分を見分したところ、供覧部分は、本件公文書を回付した際に職名ごとに個人が押印した事実結果を示すものであることを、また、場所の部分は、本件協議が行われた場所（用務地）を記録したものであることを、それぞれ確認した。

実施機関は、供覧部分及び場所の部分は「非開示事項が記録されている部分を除いた部分」とした上で、当該部分に含まれる情報については、単独で意味を有する情報とはいええないことから有意の情報に当たらないと説明している。

しかし、本件請求に係る公文書が「上関原発をめぐる公有水面埋立法の運用手続き等について国へ問い合わせた際の復命書」として特定されていることから、本件公文書がどの範囲まで回付されたものか、本件協議がどこで行われたものか、といった情報は、それ自体、意味を有する情報であるといえることができる。

また、実施機関が理由説明の中で引用した本県答申第5号の「非開示決定は、…有意な情報が記録されていない場合に限るべきである。」の部分には、「有意な情報が記録されていない場合」の説明として、「（無意味な文字、数字等の羅列となる場合等、開示しても意味がないと認められる場合をいう。）」が付記されている。そうすると、これら供覧部分及び場所の部分に記録されている情報が有意の情報ではないということとはできない。

さらに、供覧部分及び場所の部分に記録されている情報については、条例第11条各号のいずれにも該当しないものであることから、開示することが妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成24年 7月 4日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 7月 5日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成24年 7月19日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年 7月23日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成24年 8月 6日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成24年 8月 7日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成24年11月 8日	事案の審議を行った。
平成24年12月19日	事案の審議を行った。
平成25年 2月19日	事案の審議を行った。
平成25年 3月18日	事案の審議を行った。
平成25年 5月27日	事案の審議を行った。
平成25年 7月 9日	事案の審議を行った。
平成25年 8月29日	事案の審議を行った。
平成25年11月 5日	実施機関から意見を聴取するとともに、事案の審議を行った。
平成25年12月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成25年12月19日現在)